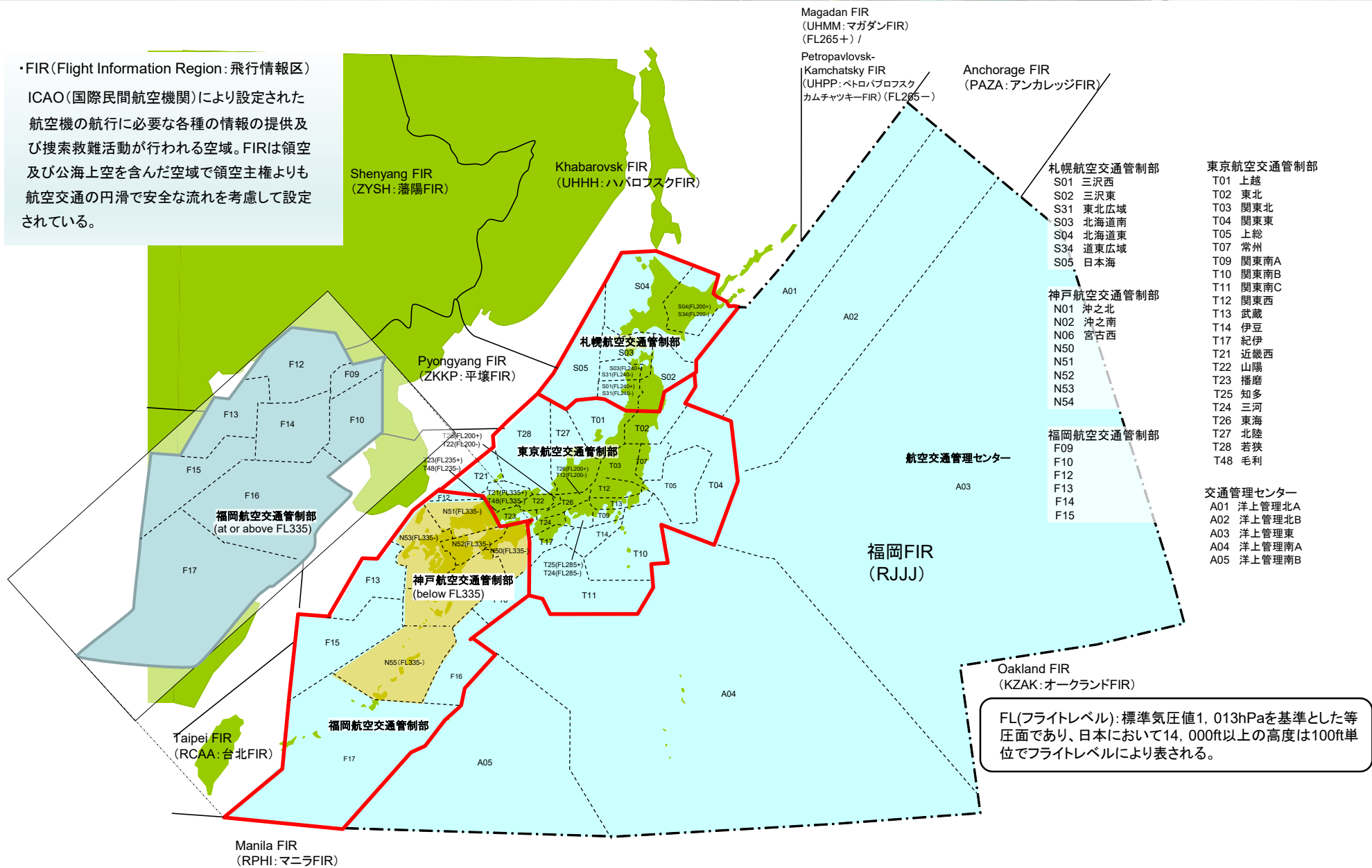


飛行情報区 (FIR) 及び管轄空域

・FIR (Flight Information Region: 飛行情報区)

ICAO (国際民間航空機関) により設定された航空機の航行に必要な各種の情報の提供及び捜索救難活動が行われる空域。FIRは領空及び公海上空を含んだ空域で領空主権よりも航空交通の円滑で安全な流れを考慮して設定されている。



- 東京航空交通管制部
- T01 上越
 - T02 東北
 - T03 関東北
 - T04 関東東
 - T05 上総
 - T07 常州
 - T09 関東南A
 - T10 関東南B
 - T11 関東南C
 - T12 関東西
 - T13 武蔵
 - T14 伊豆
 - T17 紀伊
 - T21 近畿西
 - T22 山陽
 - T23 播磨
 - T25 知多
 - T24 三河
 - T26 東海
 - T27 北陸
 - T28 若狭
 - T48 毛利

- 札幌航空交通管制部
- S01 三沢西
 - S02 三沢東
 - S03 東北広域
 - S04 北海道南
 - S05 北海道東
 - S34 道東広域
 - S05 日本海
- 神戸航空交通管制部
- N01 沖之北
 - N02 沖之南
 - N06 宮古西
 - N50
 - N51
 - N52
 - N53
 - N54
- 福岡航空交通管制部
- F09
 - F10
 - F12
 - F13
 - F14
 - F15

FL (フライトレベル): 標準気圧値1, 013hPaを基準とした等圧面であり、日本において14, 000ft以上の高度は100ft単位でフライトレベルにより表される。